

平成17年度青森県景観形成審議会 議 事 録

- 1 日 時 平成17年12月14日(水) 10:30～
- 2 場 所 県庁西棟8階大会議室
- 3 出席者 景観形成審議会 会 長 長谷川 成一
委 員 斉藤 嘉次雄
定 喜久美
藤 川 あきつ
真 武 真喜子
森 田 玲子
山 谷 文子
県 側 県土整備部 次 長 奥 川 洋一
都市計画課 課 長 田 村 義行
副参事 白 坂 和久(景観GL)
景観G 佐々木、伊藤、増田、武石

- 4 案 件 (1) 景観法への移行について
(2) 景観形成基本方針等の変更について
景観形成基本方針の変更について
大規模行為景観形成基準の変更について
公共事業景観形成基準の変更について
(3) その他

5 概 要

開 会 10時30分

事務局(司会)

ただ今から、青森県景観形成審議会を開催いたします。

開会に当たり、県土整備部奥川次長より、ごあいさつを申し上げます。

奥川県土整備部次長

県土整備部次長の奥川です。知事が公務により出席できませんので、代わって私から、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、「景観形成審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、県政の推進につきまして、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、青森県では、平成8年3月に「青森県景観条例」を制定し、大規模行為届出制度による規制誘導や景観に対する意識醸成のため、普及啓発など、各施策の推進に努めて来ました。

一方、国におきましては、昨年6月に、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、12月の一部施行を経て、本年6月に全面施行されたところです。これにより、本県は、景観行政団体となり、景観法の体系に組み込まれることとなりました。また、本年11月1日には、青森市が本県の市町村として、初めて、景観行政団体となったところでございます。

景観法では、景観計画の策定等による良好な景観の形成のための景観行政を総合的、効果的に進める仕組みを定めております。本県の景観条例の施行から10年が経過いたしますが、これまでの条例の運用状況等も考慮しながら、景観法への移行のため、景観計画の策定や景観条例の改正等所要の整備を行う必要があります。委員の皆様にご審議いただくこととなりました。

委員の皆様方には、幅広い観点から忌憚のない活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（司会）

奥川次長は、所用のため退席させていただきます。

（資料確認後）

それでは議事に入りたいと思いますが、これからの会議の議長につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が当たることになっておりますので、長谷川会長に議事の進行をお願いします。お願いいたします。

会 長

それでは、議長を務めさせていただきます。終了は12時頃となっておりますので、その点ご協力をお願いします。

慣例によりまして、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

斉藤委員と藤川委員一つよろしくお願いいたします。

次第に従い進めたいと思います。3の議事に入ります。

本日の議事は（1）景観法への移行についてと（2）の景観形成基本方針等の変更についてですが、これらにつきましては、お互いに関連するものでもありますから、一括して事務局からご説明をお願いしまして、その後一括して質疑をして参りたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

（配布資料に基づき説明、省略）

会 長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして質問、

ご意見等いかがでございましょうか。

内容がかなり膨大ですので、いろいろ整理してご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

齊藤委員

大規模行為のなかで、資料2-2の関係で、事前の指導が出てきております。指導に従う、従わない場合がいろいろありましたが、たとえば青森県に大きな家電店がきまして、いわゆる企業のカラー、デザインがあるわけですが、こういうものの規制を、青森県だけで、どうやって規制、指導できるのかということが疑問として残っているのですが。

会 長

事務局いかがでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりで、非常に悩ましいところがございます。本県だけで指導しても、なかなかきいていただけないということで、この手の問題につきましては、全国的に各自治体が歩調を合わせて協力しながらやっていかなければなかなか実効性がでないということで、今回法律で変更命令という制度ができましたので、この部分については悪質なものについては活用して参りたいと考えています。

会 長

確かに、A県では、OKで、B県は駄目ということであれば、法律施行上問題が生じるわけですので、その点慎重にいかなければいけない点もありますが、このような場合にあっては、さらに禍根を残すことになりかねないと思います。この点事務局大変でしょうが一つよろしくお願いします。

あと、いかがでございましょうか。

森田委員

私、国立公園にあります。環境省の景観に関する規制がありまして、建物は3.3m以下、それから看板の大きさ、色、外装、屋根の色、全部規制されております。自動販売機においても、コカコーラの自動販売機を置くためには、外装を全部白のページュに規制されております。

県の景観の全体の規制があるわけですが、私どもは、事前に指導をうけてやっています、そうしないと建物を建てられない、許可が降りないわけです。青森県の中でもそういうところもあるということを付け加えておきます。

会 長

ありがとうございました。

この件について、何か事務局のコメントがありますか。

事務局

自然公園の区域ということで、自然公園の規制がかなり強力な形で現れているところだと思います。景観条例につきましては、条例よりも厳しい措置が講じられている部分については、そちらの方を尊重しますということで、国立公園のいろいろな許可を受ける行為につきましては、自然公園法の方にお任せしている仕組みになっています。

会 長

ありがとうございました。

私の方からなんですが、青森市が今度、景観行政団体になるということで、弘前市はすでに市に任せているということですが、青森市と弘前市と、今回の景観条例を変更したことで齟齬がないようになっているのでしょうか。その点いかがでしょうか。

事務局

まず、弘前市につきましては、県の現行条例と弘前市の現行条例では対象、基準も同じということで、先ほども説明しましたが、二度手間を省くため、弘前市の部分については弘前市にお願いしているということになっており、今回県条例を直したということで、特段の齟齬が生じることはありません。

青森市についてですが、青森市も独自の条例を現在持っております。これも県の条例とほぼ同じということで、現在適用除外しております。

青森市が今回景観行政団体になったわけですが、青森市は景観行政団体になったことに基づきましてこれから独自の景観計画をつくりまして、その景観計画に基づいて条例措置、現在持っている条例に所要の整備を加えていくわけですが、現在すでに行っていますので、今の条例と同様の条例措置されるという場合は、今までどおり齟齬は生じないものであり、なおかつ、景観行政団体となるための県知事との協議・同意のなかで、景観に関わる考え方が示されておりまして、それをみますと、今の条例をもっと充実させる趣旨で協議がされていますので、そういう面においては、齟齬が生じることはないと考えております。

会 長

そのほかいかがでしょうか。

藤川委員

法と条例との2本立てということで、今まであった条例が、法との整合性を図ったので、条例が薄くなった印象があります。

それで、改正ということですので、青森県らしさという青森県の特徴をだすためにもっといろいろなものを盛り込んでいてもいいのではないかと、今までよりも、例えば白神山地、仏沼、環境問題にも言及したものがあってもいいのではないかと私は考えました。

あと、青森県は県名は青い森ですので、やはり樹木に関しては一考あってもいいのかなあと考えました。

会 長

ご提案ということですが、事務局いかがですか。

事務局

まず、条例が薄くなったという印象を受けたということですが、印象的には、たぶんそのとおりであると思います。ただ、今回法律ができましたので、法律と条例が一体となって一つの制度になると見ていただきたいわけで、条例だけでなく法律と条例が一つのものになったということで、全体で見ますと、特定届出対象行為のところはかなり充実したと考えております。

それから、青森県らしさということでございますが、もちろん今まで独自の条例ですから、青森県にふさわしい景観ということで、青森県景観形成基本方針等を定めて、施策を講じて参ったわけですが、その中で樹木については、景観重要樹木のことだと思えますけれども、今直ちに具体的にということがないものですから、今回は景観計画の中には折り込むということはありませんが、具体的に地域が生じた場合には、景観計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

会 長

藤川委員いかがでしょうか。

事務局として今後の課題ということですが。

藤川委員

今後の課題ということですが、私たちのこのすばらしい環境を守っていくため、是非とも盛り込んでいただきたいと思えます。

会 長

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

山谷委員

この条例に、直接というわけではないかもしれませんが、先月「防災と公園」というシンポジウムがありまして、参加しました。造園家の和久井さんの講演とシンポジウムだったんですが、そのシンポジウムに、兵庫県と新潟県の役所の方が来られておりまして、地域によって対応が違うと思うんですが、兵庫県ですと都会ですので、スタジアムとか競技場を建てる客席の下に、非常用のものをストックできる倉庫の機能を兼ねたものを建てるという考え方もあるそうです。

また、トイレとかも、普通は水洗であっても、非常の時は、普通のくみ取り式のトイレに変えられる、そういう機能も考えて新しいものを建てているということをおっしゃっていました。

また、新潟県長岡市の方の話だったんですが、そちらでは去年の震災のときも、地域的に非難される方、避難所よりも、自宅近くの空き地とか、車で避難生活を送っているという方が多かったということもありまして、それをもとにして、公園を見直すということで、公園が、非常時にはオートキャンプ場のような役割を果たせるということを考えて上で、公園の計画をたてているそうです。例えば公園の樹木の配置とかも根底にあって公園を造るということで、直接でなくても、そういうことを考えたうえで、計画を考えていくこともまた大切じゃないかと感じてきました。

会 長

防災は重要な問題でありまして、ただ、今回この景観の中にどのように盛り込んでいくかについては今の議論にはなじまないのかなとは思いますが、事務局の方としてもその点についてお考えいただけると思うんですがいかがでしょうか。

事務局

都市公園のことだと思うんですが、近くでいえば、青い森公園でも防災上の位置づけを行い、そこに飲み水をためておくタンクが地下に埋設されています。青森市の寺町の後ろにある小さな公園にもそういう非常用のタンクを設置しています。あと運動公園であれば、防災上のいわゆる避難所として指定されて、ヘリコプターが飛べるようなエリアを考慮しながら、樹木等についても、そういう配置の作り方はしています。すべてではないのですが、防災の計画に整合するような整備の仕方をしています。

それからトイレの話がありました。貴重な意見だと思うんですが、実際にはまだ具体には県では動いていないものの、マンホールの蓋を開けまして、その蓋に簡易なトイレというか腰掛けるような施設をもっていくとトイレになる。下が下水道ですから、どんどん流れていますから、そこにぼとんと落としてやるということも、非常用としては、かなり製品は出回っております。まだ具体

的には、県内では実施例はありませんが。そんなところが状況としてはあります。

会 長

ありがとうございました。
もうひとかた、ご意見どうぞ。

定委員

気がついたところ2点、確認といいますか、景観計画の策定についてですが、青森県景観計画と書いてありますが、青森県独自の計画でいいんですよね。

事務局

法律の制度に基づいて、青森県独自に定めるということです。

定委員

そういうことであれば、先ほど斉藤委員がおしゃったような、大規模行為の件なんですけど、例えば企業イメージカラーだとか何とかということでは変えられないということについても、青森県ではこうなんだということでは指導はできないのでしょうか。

事務局

もちろん指導はできるわけです。先ほどの話に戻る感じになるんですけど、現在、大規模行為景観形成基準ということで、青森県に合った基準を定めて、それを運用しているわけです。その中であって、先ほども申しあげましたが、全国展開をされているようなところに青森県のカラーを守って欲しいというお願いしているわけですが、なかなかいうことを聞いていただけないということで、そのためにもこの法律の制度を活用したいと考えているところです。

定委員

これからは、罰則規定も少し入るわけですよね。

事務局

特定届出対象行為については、法律で50万円以下の罰金となっています。

定委員

わかりました。

もう一つなんですけど、先ほど藤川委員がお話した件と少し絡むと思うんですけど、白神山地とか仏沼とかをPRもしていかなければということもあるのであれば、例えば景観形成方針、景観条例なども含めて、各市町村に、景観行政団

体となるような指導もしていかなければならないかと思うんですが、県としては、各市町村に対してどのような動きをしているのか知りたいんですが。

事務局

指導というわけにはいかないわけです。今回、景観法の中に県、市町村問わず地方公共団体の責務というのが法律上明記されました。これを受けまして、県が今まで具体的にどういうことを行っているかを申し上げますと、昨年、それから今年、市町村に対しては景観法の趣旨を十分ご説明申し上げて、それから景観法の効果的な活用の仕方というのをいろいろとご説明を申し上げて、特に青森市さんについては、お願いしますという形で積極的に今回動いていただいたということで、働きかけはしています。

それから、もう一つ、景観行政団体になるためには、知事に協議して知事の同意を得なければならぬということ、なるべく市町村が景観行政団体になりやすいように、先ほどもご説明しましたが、手を挙げたら、よほど悪くならない限り原則的には同意していくということが県の基本的な考え方ということで、制度的にはしています。

定委員

各地域においても、できればこのような景観計画とかいろいろつくっていただきたいと思って、白神とか仏沼というのも地域において一生懸命 PR していただければもっといいのではないかと、今、このような話になったんですが、各市町村においてもこういう計画をたてたいといっても、わからなければつくることも難しいと思うので、その辺の助言をしていければいいなと思いました。

会 長

ありがとうございました。あとは、いかがでしょうか。

今回の新たな景観法との擦り合わせと、それによる景観計画案につきまして、従来のものとの最大の相違点というのは、先ほどの委員の発言にありましたように罰則規定が出てきたことです。前の条例の場合には、罰則規定を設けないという精神でいこうということで、条例を作成したわけなんですけど、今回景観法の施行に伴いまして、以上ご説明されたような改正になったということでございます。

特段の御質問ご意見がなければ、それでは、委員の皆様にお諮りしたいと思います。この景観法への移行について及び景観形成基本方針等の変更について、県の諮問に関して原案どおりご承認するという事で答申することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

会 長

どうもありがとうございました。

異議なしと認めまして、このように決定いたしました。

次にその他につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料は最後のページに1枚ペーパーであると思いますが、青森市の景観行政団体移行と景観形成審議会と屋外広告物審議会の統合についてです。

二つめのまる()のところでございますが、景観形成審議会と、屋外広告物審議会がございます。

先程来お話ししていますように、景観法の制定に伴いまして屋外広告物法の目的に良好な景観の形成が明示されるなど、二つの行政が密接に関係があるということで、具体には中程に書いていますように、景観法においては、景観計画に屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項を定めるとか、屋外広告物法におきましては、条例制定にあたっては景観計画に即して定めるとかということで一体的な運用が求められておりまして、景観審議会は10人で構成されており、屋外広告物審議会は12名で構成されていますが、両審議会を一体として審議したほうが、より効果的で合理的であるということから、この二つの審議会を統合したいという提案でございます。

時期としては、屋外広告物審議会が来る3月に満了することに伴い、新年度から、二つを統合して、合わせて改めて発足したいと考えております。議長よろしくをお願いします。

会 長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見いかがでございますでしょうか。

特段、審議会がとやかに言う問題でないでないと思うんですが、よろしいですね。

各委員

異議なし。

会 長

ということで、審議会として了承したということにします。

これで議事はすべて、終了したということで、皆様からご意見はありますか。

森田委員

先日新聞で、弘前の鹿内せんべい屋さんが景観にとってもマッチした建物を建てたということで新聞を拝見しました。そのように景観にマッチした優秀なものを新聞で発表していただければ、また自分たちも見習ってやればいいのではないかと、罰もあれば褒めることもしなきゃいけないと思いますので、そういうこともやれば効果的だと思います。

私の街では自分の庭をととてもきれいにしたところに、庭先コンクールを年に一回やっています。賞は賞状とたった花わさび1つなんですが、皆さん競ってやると、庭がきれいになり、来たお客様が心和むわけです。ですからそういう方法もあるのではないかと、新聞を見まして、こういう方法もいいのではと思いましたので一言申し添えます。

会 長

大変建設的な意見だと思います。その他ございますでしょうか。

特段の意見はないようですので、これを持ちまして会議を終了したいと思います。

事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局

本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。皆様からいただいたご意見を景観行政に活かして参りますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。

事務局（司会）

それでは、これもちまして審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 11時45分